

令和 6 年 5 月 27 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20H01699

研究課題名(和文) 高等教育改革とその成果に関する国際比較研究：政治経済学的視点からのガバナンス分析

研究課題名(英文) International Comparative Study on Higher Education Reforms and Their Results

研究代表者

田中 秀明(Tanaka, Hideaki)

明治大学・ガバナンス研究科・専任教授

研究者番号：40463963

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、政策形成過程やステークホルダーの行動などに関する政治経済学的な分析に重点を置いた国際比較研究により、日本の高等教育改革の問題を分析することである。本研究のテーマは、「高等教育改革の軌跡」であり、基本的なリサーチ・クエスチョンは、「高等教育改革は、グローバルイゼーションや国際競争といった外的な要因、大学への期待や要請の増大、政治・行政システム及び歴史的な経緯の帰結としての高等教育システムにどのように影響を受けて、どのように行われたのか(政策形成過程)、その結果はどのようなものであるか」である。イギリス、オーストラリア、オランダ、ドイツ、フランス、日本を比較対象とした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国立大学の法人化を巡っては、一定の研究の蓄積があり、また、諸外国におけるNPM的な改革についての国際比較研究も存在する。これらの先行研究は、学長の役割と権限等のミクロレベルでの分析に焦点を当てている。法人化の本質的な問題を解明するためには、全体的な制度設計がステークホルダーにもたらすインセンティブやデイスンセンティブ、そうした制度設計に至った政策形成過程やステークホルダーが果たした役割を分析する必要がある。そこで、本研究は、主要国における高等教育改革の軌跡について、それを取り巻く政治・経済・社会環境の文脈において比較分析したものであり、学術的意義は高い。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to analyze the issues of higher education reform in Japan, with a focus on the national university corporation system, through international comparative research that focuses on political and economic analysis of the policy formation process and stakeholder behavior. The basic research question is as follows; How was higher education reforms influenced by the higher education system as a result of the political/administrative system and historical circumstances (policy formation process)? What are the results? We analyzed the trajectory of higher education reform in each of the six comparative countries: the United Kingdom, Australia, the Netherlands, Germany, France, and Japan. Specifically, we organized the current state and characteristics of the higher education system (laws and regulations, institutions, finances, internal and external governance, etc.), and then analyzed the background, history, content, and results of the reforms.

研究分野：高等教育財政

キーワード：高等教育政策 ニュー・パブリック・マネジメント(NPM) 政策立案過程 国際比較研究 ガバナンス
舵取りモデル 国立大学法人

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

国立大学が2004年に法人化されてから20年が経過した。この間も様々な改革が行われ、高等教育システム及びその取り巻く環境は大きく変容している。国立大学に関係する主だった改革や取組を挙げると、各大学の機能強化を図る「国立大学改革プラン」(2013年)とそれに関連する各大学の強み・特色・社会的役割を再定義する「ミッションの再定義」、ガバナンスやマネジメントを強化するための大学ガバナンス改革(2015年)と国立大学経営戦略(2015年)、世界最高水準の教育研究活動を目指す指定国立大学法人制度(2016年)、各大学の機能強化を図る重点支援評価に基づく配分(2016年)や共通指標に基づく配分(2019年)、国立大学の理事長職の導入などのガバナンス改革(2020年)、国立大学の経営原則を定める「国立大学ガバナンスコード」(2020年)、そして最も新しいものが大学ファンドと国際卓越研究大学(2022年)である。このほか、21世紀COEプログラム(2002年)、世界トップレベル研究拠点プログラム(2007年)といった、科学研究費助成事業とは異なる多くの研究支援事業も導入されている。

こうした様々な改革や努力にもかかわらず、高等教育の全体的なパフォーマンス、就中研究のパフォーマンスは芳しくない。例えば、トップ10%の補正論文数をみると、1999-2001年(平均)で、日本は、米・英・独に次いで第4位であったが、2009-11年(平均)第8位、2019-21年(平均)第12位に転落している(文部科学省科学技術・学術政策研究所2023a)。なお、論文総数では、同じ期間で、第2位から第3位、第5位に低下している。こうした研究力低下の理由の一つは、博士号取得者の減少であり、国立大学の独法化直後の2007年度の1万7,860人をピークに趨勢的に減少し、2020年度には1万5,564人へと、約1割も減った(文部科学省科学技術・学術政策研究所2023b)。

国立大学の法人化を巡っては、一定の研究の蓄積があり(天野2007; 佐和2011など)、また、諸外国におけるNPM的な改革についての国際比較研究も存在する(Capano & Jarvis 2020; Dobbins & Knill 2014; Paradeise et al. 2009など)。こうした研究により国立大学法人制度やNPM的改革の問題点が指摘されてきたが、これらの先行研究は、学長の役割と権限、教育・研究評価、資源配分等のミクロレベルでの分析に焦点を当てている。法人化の本質的な問題を解明するためには、全体的な制度設計がステークホルダーにもたらすインセンティブやディスインセンティブ、そうした制度設計に至った政策形成過程やステークホルダーが果たした役割を分析する必要がある。

国立大学法人制度の導入過程については、大崎(2011)や田中ら(2018)などの研究があり、法人化に至る経緯は明らかにされている。しかしながら、日本の国立大学法人化の経緯を辿るだけでは、日本の改革の特性と問題の本質は明らかにならない。多くの先進諸国でNPM的な改革が行われている中で、日本の国立大学法人制度は、内実としては、政府の統制強化がNPM的な考え方からすれば各法人の経営裁量に委ねられるべき法人内部の組織編制や目標達成の方策等プロセス面にまで及んでおり、海外のNPM的な改革とは逆方向に向かっているようにも見える。国立大学法人化についてNPM的改革として批判的考察を行ってきた先行研究において、こうした日本の特性が分析されてきたとは言い難い。日本の大学改革が外形的には諸外国と類似していても、なぜその内実は異なっているかを解明する必要がある。

こうした状況が研究開始当初における背景、研究の必要性である。

2. 研究の目的

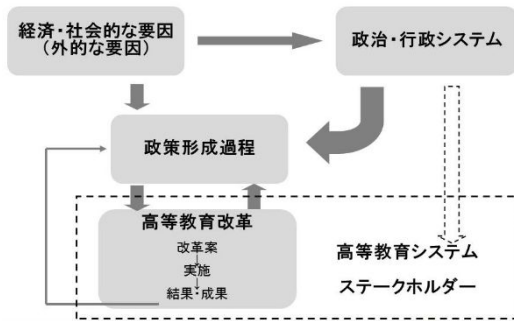
本研究の目的は、政策形成過程やステークホルダーの行動などに関する政治経済学的な分析に重点を置いた国際比較研究により、国立大学法人制度を中心に、日本の高等教育改革の問題を分析することである。

3. 研究の方法

NPM的な改革が多く主要先進国で導入されているが、なぜその進捗や結果が異なるかについて国際比較した研究としては、Pollitt & Bouckaert(2017)がある。彼らは、経済・社会要因、政治システム、行政システム、改革の契機・動機、意思決定という5つの要因を取り上げて因果関係をモデル化している。各国の異なる要因をコントロールした上で、改革の内容や結果を分析・評価する必要があると指摘されている。これを参考に、本研究の分析の枠組みを設定する(図11)。これは、政治・行政システムと高等教育システムの2つのシステムと政策形成過程をモデル化したものである。

日本との比較対象とする国については、政治・経済・社会環境の文脈において比較分析する必要性から、経済協力開発機構(OECD)加盟国から選定することとする。そして、本研究の主な関心が日本の国立大学法人制度にあることから、大学が国公立中心の国で、中央政府主導のNPM的改革が行われた国を比較対象とすることが望ましい。高等教育システムの類型化については先行研究があり、例えば、Dobbins(2011)は、「市場志向型モデル」「国家中心モデル」「教育自治モデル(フンボルト)」の3類型に分類している。これらの視点から、本研究では、有力大学の多くが私立大学中心・市場志向であり、高等教育機関が多様で州ごとに制度・政策が異なり、中央政府によりNPM的な大学改革が行われたとは言えないアメリカは除外する。

(図1 分析の枠組)



高等教育政策を含め、あらゆる政策形成の基盤となるのは政治・行政システムであり、その類型化についても、政治学の分野で多くの先行研究があり、政権の構造（単独政権・連立政権）、内閣・首相の位置付けや権限、政府と議会の関係（政府の優越度）、政官関係などについて、各国の相違が分析されている（例えば、レイプハルト 2005）。先行研究では、次のように、特徴的な政治・行政システムを持つ国が3つ乃至2つに分類されている。

多数決型：「ウェストミンスター諸国」と呼ばれる国。イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドなど。

合意重視型：コーポラティズム（協調主義）の強い国。オランダ、北欧など。

中間型：両極に位置する と の中間に位置する国。日本、ドイツ、フランスなど。

本研究では、政治・行政システム・政策形成過程と高等教育改革の関係性に焦点を当てることから、前者の類似や相違を念頭に置く必要がある。そこで、本研究における比較対象国としては、政治・行政システムの面で日本と一定の類似性を有するドイツ及びフランス、それらとの対比を分析する観点からイギリス、オーストラリア及びオランダを選ぶ。

この分析モデルに基づく本書のテーマは、「高等教育改革の軌跡 (trajectory)」であり、基本的なリサーチ・クエスチョンは、「高等教育改革は、グローバルイゼーションや国際競争といった外的な要因、大学への期待や要請の増大、政治・行政システム及び歴史的な経緯の帰結としての高等教育システムにどのように影響を受けて、どのように行われたのか（政策形成過程）、その結果はどうなっているか」である。具体的には次の通りである。

Q1：各国の高等教育改革の背景や契機は何か。

Q2：各国の政治・行政システムは、改革案の検討や内容にどのように影響を与えているのか。

Q3：経済・社会的な要因、政治・行政システムといった環境の下、高等教育改革案や政策はどのように形成され、その過程はどのような特徴を有するか。

Q4：各国の高等教育改革の内容・成果はどう異なるか。

Q5：日本における高等教育改革は、諸外国の高等教育改革の軌跡とどう違うのか、なぜ成果が芳しくないのか、どのような改革が必要なのか。

上記のリサーチ・クエスチョンに答えるために、主に先行研究、現地調査・インタビューなどに基づき情報を収集する。

4. 研究成果

比較対象とする6ヶ国における高等教育改革の軌跡は次のとおりである。

(イギリス)1980年代に始まって90年代に本格化した後、2010年代に再加速されたイギリスの大学改革は、競争的環境の醸成を通じて、大学の内部ガバナンスについて経営体としての自律性の強化と大学教員の自律性の低下を進めるものであった。政府・大学間関係としての外部ガバナンスについては、研究評価や教育の質保証政策は、元々自律性が高かったイギリスの大学にとっては、大陸欧州諸国のような自律性付与の代償ではなく、新たな統制として課されたと言えるものの、同時に、自律的な経営を行う大学間の競争を促進するものでもあった。

(オーストラリア)ほとんどの大学は州法で設置される州立大学であるが、高等教育改革は連邦政府が主導している。1980年代半ばから、改革は中道左派の労働党政権が進めた。その核心は「ドーキングズ改革」であり、現在に至る約30年に及ぶ現代オーストラリア高等教育の方向性を決定付けた。連邦政府による強いイニシアティブの下、財政（特に奨学金制度）を通じた政府統制と市場化が進められるなかで大学の自律性が推進されてきた。また、大学の国際化と財政基盤の強化を図る観点から、積極的に留学生を受け入れている。

(オランダ)NPMの改革は、主に英語圏の国が先行したが、それにそれほど遅れることなく1980年代後半から改革を行っている。オランダの高等教育は、ドイツに類似した伝統を有するが、積極的にアングロサクソン流の改革を取り入れており、端的に言えば、NPMモデルと伝統的なモデルを併せたハイブリッドな仕組みとなっている。予算執行などの裁量を大学に付与する一方で、目標管理や業績連動型交付金などを導入し政府の関与は維持されている。オランダの高等教育改革は、まさに「距離を置いた舵取りモデル」と言える。

(ドイツ)ドイツは、14世紀に大学が創設されるなど長い歴史を有し、近代大学のフンボルトモデルの発祥国であるが、1990年の東西ドイツの統合の後、ドイツの大学の国際競争力低下などを背景として、90年代後半より大学のガバナンスや資金配分などの改革が徐々に始まる。NPM的改革に関し、ドイツは後発国である。ドイツが他国と大きく異なる点は、高等教育を含め教育政策は、憲法に基づき州が責任を有していることである。そのため、州により、高等教育改革の内容、すなわちNPM的改革の深度は異なっている。他方、連邦政府は、州に対する財政的支援を通じて、改革のイニシアティブを發揮している。

(フランス)フランスも、ドイツと同様にNPM的改革は後発であり、本格化するのは2000年代に入ってからである。大学自由・責任法によって大幅に大学の裁量が拡大したが、依然として教職員は公務員であり、学位プログラムの制度や入学者の取扱い、学生納付金など、国が統制する制度は根本的には変わっていない。大学の自律性は法令によって明示的に保障されているが、中央集権国家の伝統を反映して、政府が制度を比較的詳細にわたって決定し、大学の自律性は相当程度制限されている。急激な改革が取り込まれることはなく、変化は漸次的である。

(日本)2004年の国立大学法人制度の導入は、しばしば、大学に人事や財務など経営上の裁量を付与し、他方で成果を求めるNPM的改革と指摘されるが、その内実は大きく異なっている。実態としては、政府の管理や監督は、若干緩和されたに過ぎず、アングロサクソンの新自由主義改革ではない。独法化後も、高等教育改革は継続するが、2010年代以降は、むしろ政府の統制が強化されている。様々な改革が行われているものの、日本の研究力は低下している。

次に、高等教育改革の政策過程については次のとおりである。

(イギリス)リーマン・ショックに端を発する財政危機を受けて導入された、学士課程教育の主要財源を関補助金から後払授業料(ローン)へと転換する改革の過程を分析する。イギリスは、首相を中心とする内閣に権限が集権化しており、政策は政府主導で決定されることが多いが、その前に審議会を立ち上げて外部の専門家による分析や検討が行われる。後払授業料制度についても、政権交代を跨いで政策のレビューが行われ、エビデンスに基づく政策提言が行われている。ただし、政府は必ずしもレビュー結果の報告内容を全て受け入れるわけではない。一般的には、こうしたプロセスを経て政策は決定されるが、高等教育については、大学が伝統的に高い自律性を有していることから、大学関係者の反対を押し切って政府が関係する政策を決定することは事実上難しい。

(オーストラリア)における高等教育改革の政策過程である。ここでは、大学への財政的な配分システムである需要駆動型財政配分システムの導入と廃止に至る過程を分析する。これは、医学分野及び大学院課程を除いて、学士課程への入学定員を撤廃し、各大学が学生需要に応じて入学者を受け入れることができるようにするものである。イギリスと同様に、改革に際しては、外部専門家によるレビューが行われ、それに基づいて政府が改革案を策定する。また、政府内に独立的に政策を評価・分析する機関があり、上院の政府監視機能が發達している。ただし、最終的には、内閣主導で意思決定が行われるため、大学関係者との合意形成は十分とは言えない。

(オランダ)2010年代以降發展している業績連動型交付金に焦点を当てて、改革の政策過程の特徴を分析する。多くの国で、各大学への資金配分に業績連動型交付金が導入されているが、客観的な指標の設定の難しさ、大学関係者からの反対などから、困難に直面している。オランダにおいても同様の問題が指摘されているが、全体としては、肯定的に評価されている。その理由としては、制度の導入を図る政府が高等教育関係者との合意形成を重視し、様々な検討を行っていることが挙げられる。また、新しい制度や改革が実施されると、その結果を科学的に分析評価した上で、制度が見直されている。政府の提案は、大学関係者との調整や合意がないと、事実上実施できない。

(ドイツ)高等教育政策は州政府が責任を有するが、州によって異なる取組では、国際的な競争力を向上させることは難しい。そこで連邦政府が関与する本格的な改革が2000年以降始まり、その代表例が2004年に導入された「卓越構想」である。こうした国全体に関わる政策を導入する場合には、連邦と州の間、そして州の間で、合意形成が必要である。連邦と各州で政権政党が異なることから、利害の調整には非常に時間がかかる。政策のレビューも積極的に行われている。改革の実施には時間がかかるものの、関係者間で検討と議論が尽くされることから性急な改革を抑止するというメリットがある。

(フランス)大学自由・責任法や高等教育・研究法の制定などに焦点を当てて分析する。改革は政府主導であるものの、その政策過程に大学関係者も関与している。政府の審議会では、教職員と学生の代表が多く占めている。また、高等教育省の幹部や大臣官房に大学人が多く参加し、教育大臣はしばしば大学人から登用される。政府が、大学関係者の反対を押し切って、改革や政策を実施することもあるが、意思決定過程において関係者の意見が表明される機会は保障されている。政府の政策への牽制機能として、調査権限を有する議会、國務院や憲法院といった機関が存在することも無視できない。

(日本)国立大学法人の運営費交付金の一部として導入されている業績連動型交付金の政策過程を分析する。こうした交付金は諸外国でも導入されており、日本もそれに倣うものであるが、十分な検証もないまま、次々に新しいタイプの業績連動型交付金が導入され、複雑化している。また、これらの改革を含め、近年の高等教育や研究システムの改革は、官邸や内閣府の関係機関

が主導しており、従来の文部科学省やその関係審議会が軸となる政策過程とは異なっている。政策は、官僚と与党議員との間での不透明な調整で決定されることが多く、科学的分析と大学関係者との合意形成は極めて不十分である。

これらを踏まえ、6か国の高等教育改革の内容と成果を比較する。前者はインプットとプロセスであり、具体的には、大学の内部・外部ガバナンス（特に自律性）と資源の投入、後者はアウトプットとアウトカムであり、具体的には、論文数と大学の世界ランキングに焦点を当てる。自律性については、イギリスとオーストラリアが高く、オランダが続き、ドイツやフランスは低く、日本は最低。資源の投入については、イギリス、オーストラリア、オランダが多く、ドイツとフランスが続き、日本が最も少ない。成果については、イギリス、オーストラリア、オランダが高く、ドイツ、フランスと続き、日本が最も低い。

次に、6か国の高等教育改革の政策過程の比較である。政策過程のガバナンスとして重要となる、科学的分析・合意形成・迅速な意思決定に焦点を当てる。科学的分析の深度については、イギリス、オーストラリア、オランダが高く、日本は低い。その中間として、ドイツ、フランスが位置付けられる。合意形成と迅速な意思決定はトレードオフの関係にあるが、そのバランスは国により異なる。重要なステークホルダーである大学関係者の関与や合意形成については、日本は最も低く、他の5か国は一定程度保障されている。こうした相違は、政府における政策形成能力に関係している。

これらを踏まえ、日本が改革に成功していない原因を整理する。

第1にガバナンスの問題である。日本では、大学の外部ガバナンスすなわち政府・大学間関係に関し、2004年の国立大学の法人化前後に謳われていた大学運営の政府からの自律性の強化が早々と挫折し、特に2010年代以降、逆コースとも呼ぶべき政策動向として、各大学の学問分野や内部組織まで細かく統制するミッションの再定義を手始めに、政府によるマイクロ・マネジメント的な直接統制の強化が進んだ。これは、大学に対する統制や規制を緩和して自律的な運営に委ねた上で成果に対する責任(アカウンタビリティ)を問う改革の国際的潮流とは逆方向であり、本書の比較対象国には見られない政策動向である。

第2に財政面の問題である。国立大学は、運営費交付金の削減が進み、私立大学も、内部組織・運営を事細かく点数化される補助金制度を通じて着の上げ下げまで指示され、各大学は政府に忖度しながら、紐付き補助金という不安定財源の獲得にしのぎを削る状況に陥っている。

第3に政策過程の問題である。日本の政策過程の最大の問題は、科学的な分析が乏しいことである。日本政府も、エビデンスに基づく政策立案(EBPM: Evidence-based Policy Making)を謳ってはいるが、実質が伴っていない。審議会等が多いが、検証は極めて弱い。特に、政策の事後評価が乏しい。また、高等教育関係者の政策立案への参加や合意形成プロセスにも大きな問題がある。参加は審議会等を通じた形式的なものにとどまり、農業・医療等の分野と異なり、高等教育については、当事者との合意形成が重視されていない。

<引用文献>

- 天野郁夫(2007)「法人化の現実と課題」国立大学財務・経営センター『大学財務経営研究』4, 169-205.
- 大崎仁(2011)『国立大学法人の形成』東信堂.
- 佐和隆光(2011)「国立大学法人化の功罪を問う」『会計検査研究』44, 5-12.
- 田中弘允・佐藤博明・田原博人(2018)『検証国立大学法人化と大学の責任』東信堂.
- 文部科学省科学技術・学術政策研究所(2023a)「科学研究のベンチマーキング2023 論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況」.
- 文部科学省科学技術・学術政策研究所(2023b)「科学技術指標2023」.
- レイブハルト, アンドレ(2005)『民主主義対民主主義: 多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究』粕谷祐子訳, 勁草書房.
- Capano, G. & D.S.L. Jarvis (2020) *Convergence and Diversity in the Governance of Higher Education*, Cambridge University Press.
- Dobbins, M. (2011) *Higher Education Policies in Central and Eastern Europe: Convergence towards a Common Model?*, Palgrave Macmillan.
- Dobbins, M. & C. Knill (2014) *Higher Education Governance and Policy Change in Western Europe: International Challenges to Historical Institutions*, Palgrave Macmillan.
- Paradeise, C., E. Reale, I. Bleiklie, & E. Ferlie (2009) *University Governance: Western European Comparative Perspectives*, Springer.
- Pollitt, C. & G. Bouckaert (2017) *Public Management Reform: A Comparative Analysis*, 4th edition, Oxford University Press.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 大場淳	4. 巻 10
2. 論文標題 大学の自律性と職員の役割：統制強化の政策にどのように対応するか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大学職員論叢	6. 最初と最後の頁 11-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大場淳	4. 巻 641
2. 論文標題 フランスの大学における情報システム整備とデータ収集・活用	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 IDE現代の高等教育	6. 最初と最後の頁 56-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大森不二雄	4. 巻 Vol.18 No.8
2. 論文標題 大学ファンドの問題点：教育改革なくして研究力強化なし	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大学マネジメント	6. 最初と最後の頁 2-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中秀明	4. 巻 No.4
2. 論文標題 国立大学法人の業績連動型交付金の現状と課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広島大学高等教育研究センターRIHE Monograph Series	6. 最初と最後の頁 1-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田中秀明	4. 巻 Vol.18 No.2
2. 論文標題 教育研究力向上と資源配分～大学ファンドと業績連動型交付金に焦点を当てて～	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大学マネジメント	6. 最初と最後の頁 20-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中秀明	4. 巻 Vol.18 No.8
2. 論文標題 大学ファンドで「世界と伍する研究大学」を実現できるのか～資金運用と研究者育成に焦点を当てて～	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大学マネジメント	6. 最初と最後の頁 20-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中秀明	4. 巻 1
2. 論文標題 国立大学の運営費交付金：自己改革促す制度再設計を	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本経済新聞	6. 最初と最後の頁 20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Hideaki Tanaka	4. 巻 6
2. 論文標題 Governance of Policy-Making Process under the Second Abe Administration from a Point of Contestability	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Meiji Journal of Governance Studies	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大森不二雄	4. 巻 18(11)
2. 論文標題 英国の大学の学長等が語るダイナミックな戦略経営 ~自由な学生市場からの資金調達と学生・教員・経営陣のダイバーシティ~	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大学マネジメント	6. 最初と最後の頁 3-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中秀明	4. 巻 19(3)
2. 論文標題 ドイツにおける卓越研究の推進 ~卓越構想と卓越戦略の仕組みと課題~	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大学マネジメント	6. 最初と最後の頁 18-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中秀明	4. 巻 20(1)
2. 論文標題 10兆円の大学ファンドの行方 ~日本の研究力低下を食い止められか~	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 大学マネジメント	6. 最初と最後の頁 6-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 大場淳
2. 発表標題 フランスにおける大学と政府：歴史的展開と現代的課題
3. 学会等名 日本高等教育学会大24回研究大会課題研究
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 杉本和弘
2. 発表標題 豪州における大学ガバナンス改革の歴史的経緯と論点整理
3. 学会等名 日本高等教育学会第25回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大森不二雄
2. 発表標題 人材育成の視点から見た大学ファンド政策の問題点
3. 学会等名 東北大学高度教育・学生支援機構緊急シンポジウム
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大場淳
2. 発表標題 フランスの高等教育政策決定過程：半大統領制の下での意思決定
3. 学会等名 日本高等教育学会公開研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Jun Oba
2. 発表標題 Les regroupements universitaires en France et au Japon : une analyse des obstacles rencontrés dans leur mise en oeuvre
3. 学会等名 Conférence annuelle de la Société franco-japonaise des Sciences de l'éducation (SFJSE) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 田中秀明・大森不二雄・杉本和弘・大場淳
2. 発表標題 高等教育改革の政治経済学～日本は5ヶ国の経験に学べるか～
3. 学会等名 日本高等教育学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 田中秀明・大森不二雄・杉本和弘・大場淳
2. 発表標題 高等教育改革の政治経済学～なぜ日本の改革は成功しないのか～
3. 学会等名 日本高等教育学会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 田中秀明・大場淳
2. 発表標題 高等教育政策過程の分析 - 日本と諸外国を比較して -
3. 学会等名 フランス教育学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大場淳
2. 発表標題 University governance reforms: autonomy, accountability and control" International Conference on Intergovernmental Relationship and Educational Development in the Era of Educational Change
3. 学会等名 National Taiwan University
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 大場淳	4. 発行年 2022年
2. 出版社 広島大学高等教育研究開発センター	5. 総ページ数 121
3. 書名 大衆教育社会におけるフランスの高大接続「欧州高等教育政策とフランスの大学教育改革」	

1. 著者名 大森不二雄	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 309
3. 書名 学士課程教育のグローバル・スタディーズ：国際的視野への転換を展望する	

1. 著者名 大場淳	4. 発行年 2021年
2. 出版社 高等教育研究叢書	5. 総ページ数 110
3. 書名 高等教育政策決定過程の変容と高等教育政策	

1. 著者名 田中秀明	4. 発行年 2023年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 313
3. 書名 「新しい国民皆保険」構想	

1. 著者名 田中秀明・大森不二雄・杉本和弘・大場淳	4. 発行年 2024年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 442
3. 書名 高等教育改革の政治経済学：なぜ日本の改革は成功しないのか	

1. 著者名 大場淳	4. 発行年 2021年
2. 出版社 広島大学高等教育研究開発センター	5. 総ページ数 121
3. 書名 高等教育政策決定過程の変容と高等教育政策「フランスの高等教育政策決定過程」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大森 不二雄 (Ohmori Fujio) (10363540)	東北大学・高度教養教育・学生支援機構・教授 (11301)	
研究分担者	杉本 和弘 (Sugimoto Kazuhiro) (30397921)	東北大学・高度教養教育・学生支援機構・教授 (11301)	
研究分担者	大場 淳 (Oba Jun) (50335692)	広島大学・高等教育研究開発センター・准教授 (15401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------